

東京 PCB 処理事業所における下水道への放流排水の下水排除基準・協定値超過の 原因・再発防止と PCB 処理再開について

当社東京 PCB 処理事業所は、令和元年 8 月 23 日（金）に判明した公共下水道放流水におけるダイオキシン類濃度の下水排除基準及び東京都・江東区との協定値の超過を受け、PCB の処理を停止しておりました。この度、本件事象の原因調査結果を踏まえた再発防止措置を講じ、本日 10 月 4 日（金）から PCB の処理を再開いたします。

関係者の皆様には多大なご迷惑・ご心配をお掛けして誠に申し訳ございませんでした。

1. 発生事象の概要

令和元年 7 月 24 日（水）、東京都・江東区との協定に基づく公共下水道への排水測定（年 2 回）のためのサンプリングを、外部の測定業者に委託して実施しました。

8 月 23 日（金）、ダイオキシン類の測定値が 12pg-TEQ/L（下水排除基準：10pg-TEQ/L、東京都・江東区との協定値：5 pg-TEQ/L）であったことが判明しました。

なお、本件事案による一般環境への影響はありません。

2. 応急対応

測定業者からの一報を受け、PCB の処理を速やかに停止し、当該設備から発生する排水の下水道への放流を停止しました。

なお、処理停止直後に行った 8 月 23 日（金）の分解処理済液・排水の追加測定では、各測定地点のダイオキシン類濃度は協定値を下回っていました。

3. 発生原因

追加測定等による調査を、専門家の助言も受けつつ行いました。

この結果、今般の下水排除基準超過の原因は、水熱分解処理設備の運転異常等に起因するものではなく、水熱分解処理において発生した排水を処理する設備の一部において分解処理工程からは発生しないダイオキシン類成分が集積され、局所的に高濃度となったものが一時的に排出されたためと推定されました。これまでの排水処理設備の運転管理・保全では、こうしたダイオキシン類成分の集積を想定した設備対策等を行っていませんでした。

4. 再発防止

以下の対策を実施しました。

- 局所的なダイオキシン類の集積に関与した可能性があると考えられる排水処理設備の一部について、排水の汲み出し等による清掃を行いました。
- 各排水処理系統の活性炭を交換しました。
- 水熱排水系統の排水処理設備への大気や雨水からのダイオキシン類の取込みを防止するための覆い等を設置しました。

また、今後、各対策の効果を維持するための措置を講じるとともに、一定期間、所内でのダイオキシン類の測定地点の追加や測定頻度を増やす監視強化を行います。

<連絡先>

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 東京 PCB 処理事業所

所長 田中 淳二 (TEL 03 - 3599 - 6021)

安全対策課長 関 秀登 (TEL 03 - 3599 - 6873)